

わかやま農産物安心プラス強化事業実施基準

わかやま農産物安心プラス強化事業交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 わかやま農産物安心プラス強化取組計画及び補助事業における採択基準等

以下の取組内容がわかやま農産物安心プラス強化取組計画において明確に示されているものとする。

- (1) 生産履歴の記帳を行っていること。
- (2) 農薬取締法を遵守し、周辺への配慮など適正使用を行っていること。
- (3) 県が開催する農薬安全講習会を受講し、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めること。
- (4) 農薬安全講習会で得た情報等を団体の構成員で共有すること。
- (5) 収穫前及び出荷段階の農薬残留検査を実施すること。なお、農薬残留検査の実施に必要な事項を次項に定める。
- (6) 危機管理体制の書面による取り決めを行い、残留基準値超過発生時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (7) 安全確保の取組を消費者に対してPRすること
- (8) 検査結果の公表を行うこと。
- (9) 生産者情報や農薬使用履歴情報を提供すること。

2 農薬残留検査の実施方法

(1) 検体採取

- 1) 「収穫前」とは、概ね収穫の1週間前から収穫までの期間をいい、ほ場において栽培中の検体を採取する。
- 2) 「出荷段階」とは、市場出荷においては、農産物が選果場や集荷施設に集められてから市場に出荷されるまでの期間をいい、農産物直売所においては、農産物が農産物が収穫されてから販売されるまでの期間をいう。
- 3) 収穫前検査においては、ほ場ごとに5か所程度の異なる地点から検体を採取する。
- 4) 検体採取においては、異物の混入及び汚染が起こらないよう注意を払うとともに、他の検体と混同することのないようにする。

(2) 収穫前検査の最少検体数

各事業実施主体における収穫前検査の検体数は、品目毎に以下計算式により求めた数以上を確保するものとする。

収穫前検査の最少検体数 = 表1の①の数値 × 表2の②の係数

ただし、上記計算式によって求めた収穫前検査の最少検体数が出荷段階検査の検体数を超える場合は、出荷段階検査の検体数と同数とすることができる。取組予定品目について、表2の分類が判断できない場合は鳥獣害対策課へ相談すること。

表1 栽培面積要件

	事業実施主体毎の 各品目の栽培面積	①必要 検体数
市場出荷	500 ha 未満	1
	500 ha 以上 1,000 ha 未満	2
	1,000 ha 以上 2,000 ha 未満	3
	2,000 ha 以上	5
	事業実施主体毎の 各品目の出荷者数	①必要 検体数
農産物直売所等	100 人未満	1
	100 人以上 300 人未満	2
	300 人以上	3

表2 作物タイプ別の残留農薬リスク

リスク の程度	作物の種類や形態	代表的な作物	②係数※
大 ↑	軽量・小型の葉菜類	こまつな、チンゲンサイ、みずな、しゅんぎく、サラダ菜、ほうれんそう、葉ねぎ類、しそ、かきちしゃ、リーフレタス、みつば など	2
	花蕾を食べる小型の野菜	なばな類	2
	根菜類の葉	だいこんの葉、かぶの葉	2
	莢ごと食べる豆類	さやえんどう、さやいんげん、えだまめ	2
	小型の果実	うめ、すもも、あんず、さんしょう	1
	軽量な果菜類	ピーマン、ししとう	1
	果菜類	なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ(小型)、いちご	1
	重量のある非結球葉菜類	からしな、たかな、のぎわな	1
	重量のある結球葉菜類	レタス、はくさい、キャベツ	1
	花蕾を食べる野菜	ブロッコリー、カリフラワー	1
	皮を剥かないで分析する果実	温州みかんを除くかんきつ類(すだち、かぼす、伊予柑、不知火等)、ネクタリン、ぶどう、なし、りんご、かき	1
	皮を剥いて分析する果実	温州みかん、もも、キウイ、すいか、メロン、びわ	1
	外皮、さやを取り除いて食べる作物	未成熟とうもろこし(スイートコーン)、未成熟そらまめ、未成熟えんどう(すいえんどう)	1
	穀類	稲、麦類、豆類(種実)	1
	小 ↓	食べる部分が地下部にある作物	根菜類(しょうが)、鱗茎類(たまねぎ、らっきょう)、根菜類の根部(だいこん、かぶ)、いも類(ばれいしょ、さつまいも)

作物タイプ別の残留農薬リスク(一般社団法人日本植物防疫協作成成ドリフト対策の手引き)を改変

※②係数は、「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について(農林水産省)」の過去10年間の基準値超過発生割合を勘案して設定

(3) 分析対象農薬

分析対象農薬は、調査ほ場における使用農薬や周辺での農薬散布状況を考慮のうえ、事業実施主体が選定するものとする。

(4) 分析結果の報告

事業実施主体は、分析結果を4半期毎に県庁鳥獣害対策課あて報告するものとする。

2 安心マークの表示

交付要綱第4の規定により承認を受けた事業実施主体は、別に定める「わかやま農産物安心マーク使用基準」に従い、対象農産物について必要な事項を表示するものとする。

附則 この実施基準は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附則 この実施基準は、令和6年4月1日から施行する。